

# 緊急保証制度「複写業」の業種指定

「複写業」が「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の対象業種として追加指定されました。今回追加されました対象業種は2月27日の官報に告示され、同日発効致します。

平成20年10月31日に開始された本制度の対象業種の追加指定に向けて資料のご提供等種々のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本制度の概要は次のとおりです。詳細につきましては中小企業庁のホームページをご参照の上、自治体、保証協会、金融機関等にお問合せ下さい。

## 【緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証）の概要】

- (1) 対象業者：指定業種に属し、売上減少または価格転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者。
- (2) 効果：対象業種の中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で最大8千万円、普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができる。
- (3) 期間：今回追加指定の「複写業」等は、平成21年2月27日～平成22年3月31日まで

## 【参考HP】

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/>

関東経済産業局

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/kinyuu/index\\_kinyu.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/kinyuu/index_kinyu.html)

東京都

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/12/20ich300.htm>

<http://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/>

## 原材料価格高騰対応等緊急保証制度の活用方法(一般的な例)

